

群馬大学大学院教育学研究科教員免許取得プログラム内規

平成23. 9. 1 制定

平成26. 4. 1 改正

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院教育学研究科（以下「本研究科」という。）における教員免許取得プログラムに関する必要な事項は、群馬大学大学院学則及び群馬大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(教員免許取得プログラムの目的)

第2条 教員免許取得プログラムは、教職に強い意欲と関心を持ち、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の免許状（1種又は2種）の取得を希望する本研究科の修士課程の学生に対して、当該修士課程の履修と併行して学部の授業科目の履修を認めることにより、1校種又は1教科に限り免許状を取得できるようにすることを目的とする。

(受講資格)

第3条 教員免許取得プログラムを受講できる者は、本研究科の修士課程に入学を許可された者とする。

(受講人数)

第4条 教員免許取得プログラムの受講人数は、各専修で若干人とする。

(受講の開始時期)

第5条 教員免許取得プログラムの受講の開始時期は、第1学年の始めとする。

(受講申請)

第6条 教員免許取得プログラムの受講を希望する者は、本研究科の修士課程の出願時に教員免許取得プログラム受講申請書（様式第1号）を研究科長に提出しなければならない。

(受講生の選考及び受講承認)

第7条 教員免許取得プログラムの受講生（以下「受講生」という。）の選考は、前条の規定により提出された教員免許取得プログラム受講申請書及び面接の結果により修士課程運営委員会が行い、教授会の議を経て、研究科長が承認する。

(取得できる免許状及び履修単位等)

第8条 教員免許取得プログラムの受講により取得できる免許状は、当該受講生が既に有している免許状の上位の免許状の取得も含めて1校種又は1教科とし、当該受講生の免許状の取得状況に応じて取得できる免許状は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教科の免許状の取得が同時にできる場合は、当該教科の免許状を取得することができる。

- (1) 中学校及び高等学校の同一教科
- (2) 中学校技術及び高等学校工業
- (3) 中学校社会及び高等学校地歴・公民

3 中学校及び高等学校の免許状に係る取得教科は、当該受講生の所属する専修に対応す

る教科に限る。

4 特別支援学校の免許状を取得することができる受講生は、障害児教育専修に所属する者で、かつ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の免許状を有するものに限る。

5 教員免許取得プログラムの受講により修得できる単位数は、本研究科の授業に支障のない範囲において2年間で32単位以内とし、標準修業年限を超えた場合は52単位以内とする。

(受講方法)

第9条 受講生は、受講に当たって指導教員に教員免許取得プログラム受講計画書(様式第2号)を提出する。

2 指導教員は、受講計画書に基づき受講生の指導を行う。

3 免許状の取得に必要な教育実習は、原則として次の各号に掲げるとおり行う。

(1) 教科教育実践専攻に所属する受講生は、附属小学校又は附属中学校において5週間(5単位)

(2) 障害児教育専攻に所属する受講生は、附属特別支援学校において3週間(3単位)(単位の授与)

第10条 学部の授業科目を履修し、その試験に合格した受講生に対しては、学部において所定の単位を授与する。

2 前項の規定により授与した単位は、課程修了の要件となる単位としない。

(実験及び実習)

第11条 受講生は、指導教員の許可を得て、実験及び実習を行うことができる。

2 実験及び実習に要する費用は、受講生の負担とする。

(受講の取消し)

第12条 本研究科の学生としての身分をなくしたとき又は受講生として不適切と認められたときは、教授会の議を経て、研究科長が受講を取り消す。

(受講の中止)

第13条 受講生は、教員免許取得プログラムの受講を中止するときは、教員免許取得プログラム受講中止届出書(様式第3号)を、指導教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

(雑 則)

第14条 この内規に定めるもののほか、教員免許取得プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（1）教科教育実践専攻

取得希望免許状 既取得免許状	小学校		中学校		高等学校
	1種	2種	1種	2種	1種
未取得	—	◎	—	◎	—
幼稚園	◎	○	◎	○	—
小学校	○※1		◎	○	◎※2
中学校※3	◎	○	○※1		○
高等学校※3	◎	○	○	○	

○は2年間で、◎は標準修業年限を超えて取得できることを示す。なお、取得しようとする免許状に関わる既修得単位がある場合は、取得できる免許状の種類及び取得に必要な期間が異なることがある。

※1は、2種の免許状を有する場合

※2は、既取得免許状が小学校2種の免許状の場合は取得できない。

※3は、既取得の中学校及び高等学校の免許状が所属する専修と同一の教科の場合であり、既取得の中学校及び高等学校の免許状が所属する専修と異なる教科の場合は、所属する専修に対応する中学校及び高等学校の免許状を取得できる。

（2）障害児教育専攻

取得希望免許状 既取得免許状	小学校		中学校		高等学校	特別支援学校	
	1種	2種	1種	2種	1種	1種※	2種※
未取得	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園，小学校， 中学校，高等学校	—	—	—	—	—	○	○

○は2年間で取得できることを示す。

※ 領域の追加を含む。

教員免許取得プログラム受講申請書

群馬大学大学院教育学研究科長 殿

フリガナ 氏名		受験番号	※
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	出願	専攻名 専攻 専修名 専修
現住所	〒 -	電話	- -
		携帯電話	- -
取得希望 免許状	<input type="checkbox"/> 小学校 1種・2種 <input type="checkbox"/> 中学校 1種・2種 (教科:) <input type="checkbox"/> 高等学校 1種 (教科:) <input type="checkbox"/> 特別支援学校 1種・2種 (領域:)		
既取得 (取得見込) 免許状	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 幼稚園 1種・2種 <input type="checkbox"/> 小学校 1種・2種 <input type="checkbox"/> 中学校 1種・2種 (教科:) <input type="checkbox"/> 高等学校 1種 (教科:) <input type="checkbox"/> 特別支援学校 1種・2種 (領域:)		
(プログラム申請理由)			

注) 1 ※印欄は、記入しないでください。

注) 2 免許状の種類を○で囲んでください。

教員免許取得プログラム受講中止届出書

平成 年 月 日

群馬大学大学院教育学研究科長 殿

専攻名 _____ 専修名 _____

学籍番号 _____ 氏 名 _____ 印 _____

下記の事由により、教員免許取得プログラム受講の中止をしますので届け出ます。

記

1. 取得予定免許状

2. 中止の事由

指導教員確認欄	印
---------	---